

## ポストハーベスト農薬の表示に関する諮問について

## 1. ポストハーベスト農薬とは

収穫後の農作物に使用される農薬の総称であるが、防かび剤が一般的にポストハーベスト農薬と認識されている。日本では食品に添加されるものであることから食品添加物として取り扱われており、現在、防かび剤についてはイマザリル、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾールが厚生労働大臣により使用が認められている。これらの物質には使用基準があり、現在、かんきつ類、バナナ以外で使用が認められた作物はない。

## 2. 表示規制について

食品衛生法に基づき表示が必要な食品として、食品衛生法施行規則別表第 3 が規定されており、未加工の青果物については、第 11 号八に「かんきつ類、バナナ」が規定されている。

別表第 3 に規定されていることにより、かんきつ類、バナナについては、防かび剤を使用した場合、表示が義務づけられる。

ばら売りされる場合、容器包装に表示ができないことから表示の義務はないものの、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成 8 年 5 月 23 日 衛化 56 号 厚生省生活衛生局長通知）等」に基づき表示を指導することとされている。

## 3. 新たなポストハーベスト農薬の申請について

今般、厚生労働省において、指定添加物としてフルジオキシニルを新規指定する手続きが進められている。当該添加物の使用基準として、あんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごへの使用が認められる予定である。

現在、かんきつ類、バナナについては表示義務があるが、それ以外の作物に使用された場合、表示義務がないことから、かんきつ類とバナナ以外の作物に使用した場合、「防かび剤（フルジオキシニル）」と表示しなくても、食品衛生法違反とならない。このため、防かび剤の表示を義務づける作物として、あんず、おうとう、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを追加するため、諮問を行うものである。

## 4. フルジオキシニルの添加物指定手続きと表示基準改正手続きの関係について

## (1) 添加物指定手続き

平成 21 年に食品安全委員会において食品健康影響評価結果がとりまとめられ、リスク評価が終了した。この評価結果を受け、厚生労働大臣の諮問機関である薬事・食品衛生審議会食品添加物部会で添加物指定の審議が行われ、現在、パブリックコメント、WTO 手続きが行われている。これらの手続きが終了し、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申が行われ、厚生労働大臣が添加物の指定を行うことに

より、フルジオキシソニルは添加物として使用可能となる。

(2) 表示基準改正手続き

消費者委員会食品表示部会では、表示基準の改正について審議がなされる。本部会で表示基準の改正案が了承された場合、パブリックコメント、WTO 通報手続きに進み、これらの手続きが終了し、消費者委員会から内閣総理大臣へ答申が行われ、内閣総理大臣が表示基準改正を行うことにより、あんず等にフルジオキシソニルを添加した際に表示が義務づけられ、消費者への適切な情報提供が担保される。

(3) 添加物指定手続きと表示基準改正手続きの関係

表示基準改正手続きは添加物指定手続きの条件となっておらず、表示基準が改正されない限り、フルジオキシソニルに関して、消費者への適切な情報提供は担保されない。

5. 消費者委員会設置前の審議について

第44回薬事・食品衛生審議会食品表示調査会（平成21年7月1日開催）において本件について1回審議がなされている。

6. 参考

平成21年7月に終了した食品安全委員会における食品健康影響評価で、フルジオキシソニルの一日摂取許容量（ADI）を0.33mg/kg 体重/日と設定している。ポストハーベスト農薬（添加物）としての使用基準の上限、農薬の残留基準の基準値上限までフルジオキシソニルが含まれていたと仮定した上での理論的最大一日摂取量（TMDI）のADI比の最大値は幼児で13.9%と薬事・食品衛生審議会において審議されている。